

公 告 第 5 号

規約の一部変更について

令和7年12月1日付ビック健保発第244号をもって関東信越厚生局に規約変更の届出をしたところ、令和7年12月3日に手続が完了いたしましたので、下記のとおり公告します。

令和7年12月5日

ビックカメラ健康保険組合

理 事 長 吉 村 友 宏



記

ビックカメラ健康保険組合規約の一部を次のとおり変更する。

1. (設立事業所の名称及び所在地)

第4条 「株式会社TDモバイル 東京都港区」を削る。

2. (予備費の費途)

第45条 「(7) 組合会費」の次に「(8) 営繕費」・「(9) 連合会費」・「(10) 積立金」・「(11) 雑支出」・「(12) 介護勘定繰入」を加える。

附 則

この規約は、令和7年9月1日から施行する。